

駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵と 外国人内地旅行問題について ～明治初期の日伊外交貿易関係を軸に～

大阪大学世界言語研究センター
ベルテッリ・ジュリオ・アントニオ

幕末・明治初期に日本とイタリアの貿易関係が隆盛を極めていたことを知る人は非常に少ない。両国の歴史教科書にも、幕末・明治史に関する専門的研究にも、このこと実に触れることはほとんどない。

インターネット、テレビ、電話や飛行機が存在していなかった幕末・明治初期に一体なぜ新生イタリア王国は世界の果てにある小さな国・日本と国交を開始する必要性があったのか？そして、イタリア人が日本でしか入手できない貴重なものは一体何だったのか？ここではまず、この2つの疑問点を解明しよう。

1. 微粒子病と蚕種仕入人

1840-50年代頃から、ヨーロッパで「微粒子病」(又はペブリン)という蚕の病気が猛威を振るい始めた。この不治の伝染病に冒された蚕の絹糸生産力は著しく低下し、養蚕製糸業に大きく依存していたイタリアやフランスの経済は致命的な打撃を受けた。したがって、前例のない規模の国際的経済危機を乗り越えるために、ヨーロッパの養蚕家は未感染の地域で無病、そして良質の蚕種を仕入れざるを得なかった。このように、「蚕種仕入人」という全く新しい職業が生まれた。この勇敢な商人たちは微粒子病の感染エリアが拡大し続けると共に、徐々に遠い国、トルコ、ペルシャ、中国、そして最後に日本にまで足を踏み入れることになった。

日本の蚕種の質は極めて良好だったため、1860年代に日伊蚕種貿易の規模は徐々に拡大した。日伊修好通商条約が締結されたのは1866(慶応2)年8月であるものの、イタリア人蚕種仕入人は1863年から渡日していたとみられる。1867(慶応3)年から、イタリアと日本は本格的に国交を始め、公使と領事が日本に派遣されると共に、毎年夏と秋にかけて、日本を訪れるイタリア人蚕種仕入人が急激に増加した。

1860年代後半からこの商売の規模は目覚ましい成長を見せた。蚕種の輸出額は日本の輸出総額の23%以上を占める年もあり、そのおよそ7-8割はイタリア市場に流れるものだった。この貿易関係は養蚕製糸業に依存するイタリア経済を支えながら、日本が近代化を成し遂げるために必要としていた膨大な収入を確保させていたため、両国にとって極めて有利で、重要なものだった。

1869年に科学者ルイ・パスツール(Louis Pasteur)は顕微鏡検査による微粒子病の予防法を発見したが、普及されるまでに十数年経過した。したがって、この貿易は1880年代初

頭まで続くことになった。

1860年代のイタリア外務大臣およびその同僚が持つ日本の政治・経済的情勢に関する情報や知識は極めて少なかったため、日本に派遣されたイタリア人外交官に与える指示は非常に漠然としたものだった。即ち、在日イタリア公使・領事は個々の洞察力を当てにせざるを得なかった。

初代駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵 (Conte Vittorio Sallier De La Tour 1827-1894) と領事クリストーフォロ・ロベッキ (Cristoforo Robecchi, 1821-1891) がイタリア外務大臣エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ (Emilio Visconti Venosta, 1829 - 1914) に与えられた任務は次の指示に基づいている。

- ①日伊修好貿易関係 (特にイタリア経済を支える養蚕業が必要とする蚕種の輸入) の継続を保障すること。
- ②日本に駐在・滞在しているイタリア人の思想・宗教の自由信奉を保障すること。
- ③日本政府と修好通商条約を結んでいる他国の利害を妨げる可能性のある外交活動を行わないこと。

公使ド・ラ・トゥール伯爵も領事ロベッキも洞察力に長じた外交官であり、外務大臣の指示に従って、与えられた任務を成し遂げた。二人は積極的な外交活動で日伊外交貿易関係に安定性を与えるという重大な役割を果たしたと言える。

しかしながら、1870 (明治3) 年にド・ラ・トゥール伯爵は帰国することになり、本稿で扱っているアレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵 (Conte Alessandro Fè d' Ostiani, 1825-1905、<写真>以下はフェ伯爵と呼ぶ¹) が駐日イタリア公使の任務を帯びて出発した。フェ伯爵は長年の経験と抜群の洞察力を誇る外交官だった。彼は養蚕業が盛んなイタリア北部の都市ブレッシヤの出身で、ド・ラ・トゥール伯爵と違い養蚕業をめぐる知識に長じる者だった。更に、中国や日



¹ アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵 (Conte Alessandro Fè d' Ostiani, 1825年6月12日-1905年6月4日)、北イタリアの養蚕業主要都市ブレッシヤ (Brescia) で生まれた外交官である。1848年にウイーン大学を卒業し、日本以外にも、ブラジル (3回)、ペルシャ、スイス、ギリシャなどのイタリア公使館に勤めた。フェ伯爵は1870年秋から1877年夏まで駐日イタリア公使¹としての任務を受けたが、1873年2月から1874年9月までの間は、岩倉使節団の接伴掛、そしてウイーン万博にて日本政府の代表委員などとして勤めるために、一時的にヨーロッパへ赴くことになった。日本の美術品コレクターとしても知られている。写真は ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006より

本を定期的に訪れる蚕種仕入人の兄弟が二人もいた上、親戚や知人にも養蚕家が多かった。これらの理由に基づき、フェ伯爵は日伊蚕種貿易の繁栄を保障する最適の者として選ばれたといえる。

フェ伯爵は着任した当初から、明治政府が近代国家の建設に注ぐ努力と日本国民の文明度を高く評価していた。また、天皇や明治政府の首脳に対して好意を示し、非常に柔軟な外交姿勢を最後まで保ち続け、日本政府からの信頼と尊敬を得ることができたのである。

2. 内地旅行の禁止と蚕種仕入人

毎年夏から秋にかけて日本を訪れるイタリア人蚕種仕入人は複数の養蚕家から内金として膨大な金額を受けとり、片道 2 ヶ月間にも及ぶ船旅を経て日本を訪れ、極力良質の蚕種を大量に購入し、商品を注意深く梱包して無事に帰国するという重大な責任を背負っていた。

しかし、明治維新直後の日本では外国人の移動範囲は条約によって横浜などの居留地とその近辺に制限されていたが、蚕種の出産地は日本の内地（現在の埼玉県・群馬県・長野県・福島県など）にあった。この制限はイタリア人蚕種仕入人の活動を大きく妨害していた。なぜならば、仕入れる商品の生産環境・生産量を現地で確認し、梱包と運送方法などを調べることは、蚕種の品質や販売価格に繋がる貴重な情報を得ることを意味していたからである。つまり、横浜の蚕種市場でしか取引できなかったイタリア人蚕種仕入人は日本人の蚕種販売人の言葉を信じ、毎年高騰していく定価で蚕種を購入せざるを得なかった。また、品切れを恐れながら他の仕入人と競争し、更に高価な蚕種を購入してしまうことが多かった。

蚕種仕入人の兄弟が二人もいて、養蚕業に関する多くの知識の持ち主だったフェ伯爵はこの問題を痛感していたに相違ない。従って、彼は日本政府と交渉し、イタリア人が日本の内地（主に蚕種生産地）を自由に移動できる権利の獲得に挑戦したのである。

フェ伯爵の努力と活動の歴史的意義を明らかにするために、ピサ大学教授のクラウディオ・ザニエル氏、在京都イタリア東方学研究所の岩倉翔子氏、そして幕末・明治期の外交を徹底的に研究した石井孝氏などの優れた専攻研究の要点を抑えた上で、イタリア国立古文書館 (ACS - Archivio Centrale dello Stato)、イタリア外務省歴史外交史料館 (ASDMAE - Archivio Storico Diplomatico del Ministero degli Affari Esteri)、そして日本外務省外交資料館で収集した未刊の一次資料（主に書簡、報告書やその他の公文書）に基づき、次の点について論じたい。

- ① 外国人内地旅行の解禁に向かって、フェ伯爵はどのように動いたのか。
- ② フェ伯爵は外国人内地旅行をめぐる、日本政府からいかなる特権を獲得できたのか。
- ③ イタリア政府はどのように外国人内地旅行問題を理解し、どのように動いたのか。

- ④ イタリア人内地旅行問題はどのように展開し、終結したのか。

W

3. 1872年～フェ伯爵と副島外務卿の「暗黙の合意」

1872（明治5）年7月4日は条約改正予定日だったので、生まれたての明治政府は外国側に柔軟な外交姿勢を示す傾向があった。特に、日本政府は日伊蚕種貿易によって、近代化プロセスに活用できる膨大な収入を得ていた上に、フェ伯爵に対する好意があったので、できる限りフェ伯爵の依頼に応じる姿勢を示していた。イタリア人蚕種仕入人が日本の内地にある養蚕地域に立ち入る許可もフェ伯爵の依頼の一つだった。

しかしながら、日本国内に微粒子病感染が広まる（そしてイギリスに輸出する日本の生糸生産も減る）ことを恐れていたせいも、イギリスは以前からイタリアの単独行動に対する警戒心を表していた。



1872（明治5）年7月上旬に、フェ伯爵は日本政府に申請書を提出し、2人のイタリア人蚕種仕入人（Cesare BrescianiとGiacomo Cicogna）が日本内地の養蚕地域を訪問する許可を得ることができた。〔附録史料①を参照。〕しかし、7月中旬に英国代理公使R. G. ワトソン²がこの件について知った途端、当時の日本外務卿副島種臣³<写真>に説明を求めた。

〔附録史料②を参照。〕ワトソンは、この書簡を以って、日本政府がイタリア人だけに特別な権利を与えたのであれば、その同じ権利を、条約が含むいわゆる「最恵国条款」（The Most Favored Nation Clause）によって、イギリス人にも与

えなければならないと訴えているのである。

このような状況の中で、フェ伯爵と日本外務卿副島種臣がイタリア人の内地旅行をめぐる公式な協定を締結することが不可能だった。ワトソンの書簡を受けた副島外務卿は、即座にワトソンの情報源であった英字新聞に掲載された一連の布告を手に入れ、その内容が「事実と齟齬」しているとワトソンに説明し、イタリア側にも同じ誤解が生じていないかを確認するために、フェ伯爵宛てにもう一通の書簡（仏文）を送った。〔附録史料③-aを参

² R. G. Watson. ワトソンは英国代理公使 F.O. アダムズ（Francis Ottiwell Adams, 1826-1889）の代わりに着任した者であり、パークスのようなしたたかで厳しい外交姿勢、そして時に厳格な性格を見せる人物である。例えば、1872年6月22日の「The Japan Weekly Mail」が報道するように、天皇との謁見の日にちが定まってから、天皇が座りながら謁見を行うことを知ったワトソンはそれに憤慨し、その習慣が改定されるまで謁見を断ることにした。その後、日本政府の困惑をかきたてたワトソンの拒絶は「もし天皇がヴィクトリア女王のように立って謁見しないのであれば、英国にこれを訴え、当時ちょうどイギリスにいた岩倉具視に対して女王の謁見を取り消しにする」という脅迫に急激に変化した。日本政府はワトソンのかけた圧力に屈し、天皇は遂に外国人に謁見を賜る際、立つことになった。以上引用した書簡の中からもワトソン氏の厳しい性格が顕になる。

³ （そえじまたねおみ、1828-1905）幕末・明治期の政治家。1870年から1873年（征韓論政変）までは外務卿として活躍した。第二代駐日イタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵と様々な外交問題（主に外国人内地旅行問題）について交渉する。写真は『近世名士写真』（全2冊）、近世名士写真頒布会、1934-35より

照。] 以上の書簡を以って、ワトソンに注意された日本政府は慎重な態度をとり、イタリア人に与えた内地旅行の許可に関して、フェ伯爵に誤解を招かないような説明をした。

しかしながら、この説明はある種の「非公式の協定」として捉えることも可能である。この書簡によると、日本の内地に立ち入る許可を得ることができるのは、イタリア政府の命令で日本の養蚕業に関する調査と研究を行うために派遣される者のみで、その数に制限があったなどということが窺える。この理由に基づき、この書簡はフェ伯爵と副島外務卿の間の「暗黙の合意」と呼べるような非公式の約束を仄めかすものである。

1872年7月26日に、フェ伯爵はもう一名のイタリア人のために通過許可証を申請した。

〔附録史料③-bを参照。〕チヴェッタという人物はチヴェッタ・ジュゼッペ（Civetta Giuseppe）、または親戚のチヴェッタ・ジョヴァンニ（Civetta Giovanni）のどちらかであると思われるが、いずれにせよ「ローマの政府」に派遣された「蚕種の孵化不良を行う養蚕研究者」ではなく、単に蚕種仕入人であることは確実である。この書簡を見ると、フェ伯爵と副島外務卿との間に非公式の協定が存在していたことが更に明らかになる。

この「暗黙の合意」のおかげで、1872（明治5）年に、少なくとも4人のイタリア人が日本の内地を訪れるための特権を得ることができた。これらのイタリア人は全員蚕種仕入人であり、イタリア政府と直接的な繋がりが全くなかったのである。

但し、翌1873年2月に、この状況は新たな進展を見せた。

4. 1873年2月の協定



岩倉使節団<写真：右から大久保利通、伊藤博文、岩倉具視、山口尚芳、木戸孝允>⁴が1872年に欧米諸国で行った五カ国条約の改正をめぐる会談は、日本政府、そしてフェ伯爵が期待していた成果（主に治外法権の撤廃および輸出入関税に関する事項の改正）をもたらすことはなかった。

そしてフェ伯爵は翌1873年2月末に、イタリアで岩倉使節団の案内係などとして勤めるため、一時帰国することになった。しかし帰国の直前（2月7日）に、彼は1872年に獲得した内地旅行をめぐる特権に公式な形を与える意志に駆り立てられ、日本外務省に新たな提案をした。

〔附録史料④を参照。〕この提案で、フェ伯爵は内地を旅行することを望むイタリア人が、居留地以外の地域に入ると、個々の責任で領事裁判権を完全に放棄し、日本の法律に裁かれる対象になる条件で、自由に内地を旅行する許可の獲得に挑んだ。

この提案は条約が定める治外法権の撤廃交渉の糸口となる可能性があったため、日本政府は快くそれを受け入れ、数日間をかけて用意した規則案〔附録史料⑤を参照。〕を帰国直前のフェ伯爵に提出した。フェ伯爵はイタリアでその協定を批准するつもりで帰国したが、

⁴ 写真は、岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997より

彼が出発した後に、この件を知った駐日列国公使らは、外国人内地旅行問題をめぐる激しい論争を起こした。結局、イギリス政府はイタリア外務大臣に圧力をかけることによって、フェ伯爵が考えた計画の阻止に成功した。(フェ伯爵・副島の新たな協定がどのように阻止されたかについては、イギリス側の史料を扱った石井孝氏の研究『明治初期の国際関係』が詳しい。)

その結果、数日後岩倉使節団がローマでイタリア外務大臣と会見した時に、裏で駐伊英国公使の圧力をかけられていたイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタはフェ伯爵の協定を批准できないと言わざるを得なかった。結局、フェ伯爵および岩倉の一行が期待していた治外法権撤廃への最後の試みはすべて水泡に帰し、岩倉使節団は条約改正の交渉を始める最後の機会を失い、帰国するのであった。

次に、イタリア政府はどのように日本における外国人内地旅行問題の実態を把握していたか、そして如何に日本からの情報を管理していたかという二つの点に焦点をあてよう。

5. イタリア政府の情報管理

日本における外国人内地旅行問題の状況と展開は頗る複雑だったことは否めないが、これに関する外務省と農工商省の間で行われた書簡交換を調べてみると、非常に「イタリアらしい」混乱した情報管理が際立つ。

イタリア農工商大臣カスタニョーラ (Stefano Castagnola 1825-1891) は、1873 (明治6) 年4月中旬に帰国したフェ伯爵と会見したので、2月22日の規則案の存在を知っていたのは明らかであるが、それ以外の情報を把握していなかったとみられる〔**附録史料⑥を参照。**〕。彼には、日本に出発しようとしていた蚕種仕入人らに実際に内地旅行ができるか否かを速やか (6-7月以内) に伝える義務があった。この件について、カスタニョーラはイタリア外務省の領事・商業総局長アウグスト・ペイロレーリ (Augusto Peiroleri) に事情を聞いた。しかし不思議なことに、1873年7月 (つまり岩倉がローマを訪れてから2ヵ月後!) の書簡〔**附録史料⑦を参照。**〕において、ペイロレーリは農工商省に、イタリア人が自由に日本の内地を旅行できると返事し、この旨を電報で、在日代理公使リッタ伯爵 (Conte Balzarino Litta, 1832-1880) にも知らせた。これで、ペイロレーリは、日本における外国人内地旅行問題に関する正しい事情を把握していなかったことがわかる。

リッタ伯爵はもちろん、ペイロレーリの言葉を否定し、日本政府が外国人内地旅行を一切許可していない旨を電報と書簡〔**附録史料⑧を参照。**〕で通知する。また、7月上旬ごろに既に日本に到着した蚕種仕入人たちが相次いでイタリア公使館に内地旅行許可を受けるための申請を出し続けていた。1872年7月にフェ伯爵と副島種臣が結んだ非公式の約束 (「暗黙の合意」) を知らなかったリッタ伯爵は1873年中に、慎重に行動し、蚕種仕入人の申請を一切受け付けなかった。同1873年に、日本政府はドイツ公使が出した内地旅行の申請を受理しなかったため、リッタ伯爵はそれをみて、イタリア側が出す申請も拒否されると確信し、日本政府に蚕種仕入人の申請を提出することすらできなかった。その結果、1873

年に日本の内地を訪れるイタリア人蚕種仕入人は一人もいなかった。

6. 代理公使リッタ伯爵の過ち

1873年10月18日に征韓論問題をきっかけに発生したいわゆる「明治六年の政変」の出来事によって、大久保、伊藤などの薩長派（9月に帰国した岩倉使節団のメンバー）は政権を取り戻すことに成功した。その時に、西郷、江藤や板垣と共に外務卿副島種臣も下野し、その後任者は薩摩出身の寺島宗則⁵となった。

外国人内地旅行問題に対して、寺島外務卿は、着任してからすぐ、副島より遥かに強硬な姿勢をとることになった。宗則は駐英公使時代から、治外法権の撤廃なくして、外国人の内地旅行を認可するわけにはいかないという持論を堅持していた。

寺島が着任してから、イタリア人蚕種仕入人にとっては、日本の内地を訪れる可能性が低くなる一方と思ったその時、1874年春に、駐日代理公使リッタ伯爵はついに、1872年の「暗黙の合意」がまだ有効であることをイタリア外務省から知った〔[附録史料⑨](#)を参照。〕。

状況がついに明らかになった1874年夏に、ピエトロ・サヴィオ（Pietro Savio）、ポンペオ・マッツォッキ（Pompeo Mazzocchi）やイシドーロ・デルオーロ（Isidoro Dell' Oro）などの数名のイタリア人蚕種仕入人たちは内地旅行ができ、それに関する様々な記録を遺した⁶。

7. フェ伯爵の活動が持つ歴史的意義

1872年の「暗黙の合意」は、フェ伯爵の外交活動において、大きな成功であると言える。なぜなら、この特権によって日本で内地旅行ができた蚕種仕入人は、日本の蚕種市場に関する有利な情報を収集できただけでなく、非常に興味深い記録を残しているからである。これらの記録は外国人の目から見た当時の日本を鮮やかに描写する貴重な一次資料となる。

しかし他方では、フェ伯爵の留守、外国人内地旅行問題をめぐる論争がもたらした混迷、イタリア政府の杜撰な情報管理、そしてリッタ伯爵が犯した過ちなどが原因で、翌1873年中にイタリア人蚕種仕入人は一切内地旅行を行うことができなかった。

全ての原因は、フェ伯爵が1873年2月7日にとった決断に求められる。フェ伯爵はその日に提出した提案に諸外国の反感を掻き立てるリスクがあったことを十分に承知していなかったはずがない。英伊・米伊利害関係をめぐる衝突の恐れが十分にあったことは確実である。しかし彼は、日本政府が柔軟な対外政策を見せている時機を失しないように、一か八かの決断に踏み切ったのだろう。その決断がもたらした結果は、イタリア外務大臣が駐日イタリア公使に与えた指示の一項目、つまり「日本政府と修好通商条約を結んでいる他

⁵（てらしまむねのり、1832-1903）、前名：松木弘庵。幕末・明治期の政治家・外交官。1873年に、副島種臣の後任者として明治政府の外務卿になる。

⁶ サヴィオは翌1875年に旅行の報告書を一冊の本として SAVIO, Pietro, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata*, F.lli Treves, 1875 を刊行した。また、マッツォッキとデルオーロも1875年度の『領事会報』において収録されている。MAZZOCCHI, Pompeo, DELL'ORO, Isidoro, *Relazioni di viaggi di bachicultori italiani nell' interno del Giappone*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol. XI, parte 1, 1875, 161 ページ。

国の利害を妨げる可能性のある外交活動を行わないこと」に明白に違反することになったわけである。

結局、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタは英政府との摩擦が発生することに気づいた瞬間に、即座に慎重な姿勢をとり、その結果外交的危機は回避されたが、この経験はフェ伯爵にとって、非常に大きな挫折を意味したのである。

いずれにせよ、フェ伯爵が1873年2月にとった決断の歴史的意義は強調に値する。条約改正の予備談話が始まって以来、条約締結国は治外法権を日本各地に拡大することを望んでいた一方で、日本政府は（特に寺島外務卿が着任して以来）治外法権の無条件撤廃を求めている。その中で、フェ伯爵は日本政府に一步譲り、実際に日本における治外法権の是非をめぐる交渉を開始させる重要な役割を果たしたわけである。フェ伯爵の決断ははからずも、不平等条約が定めたバランスを崩す端緒になったといえよう。

～附録①：史料～

①内地旅行許可証申請 フェ伯爵より、副島外務卿宛の書簡

[フランス語原文からの日本語訳]

在日イタリア公使館
外務卿閣下

1872年7月4日

拝啓 貴方より許可を受けた上で、イタリアより到着した二人の養蚕学者ブレッジャーニとチコーニャ両氏に通行許可証を発行して頂けるようお願いしたいと思っております。両氏は別紙にて日本語で記された町村における養蚕業の検査を行うことを望んでいます。

敬具

副島外務卿宛

A. フェ伯爵より⁷

②説明の要求 英国代理公使ワトソンより、副島外務卿宛の書簡

[当時の日本語訳文]

(^朱 書)
「壬申六月十三日到来」

以手紙致啓上候然者此頃横濱新聞紙に致出板候伊太里公使布告の趣には同國人民さる用向にて貴國內處々立越候儀許容有之段致傳承候然者閣下も御存の通我國と貴國の間取詰候條約第二十三ヶ條に向後他の外國え可許殊典ある時は貌利太尼亞國民えも同様の免許可有之趣掲載有之に付前書の處々立越度我人民えも前書同様許容有之候段布告致度存候間御承知の有無被仰越度尤前書の許容を得候我人民

⁷ 日本外務省外交資料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕種紙生糸關係雜件 第一卷 自二年至六年」

の儀は伊太里公使同様拙者に於て引受可申候右の趣可得御意如此御座候以上

六月十二日

英國代理公使 アージーワトサン

副島外務卿閣下⁸

③-a 「暗黙の合意」 副島外務卿より、フェ伯爵宛の書簡

[フランス語文]

S.E. ^s ⁱ ^c *Sojedjima al sig.r Conte Fè, Ministro d'Italia*

Tokio, 20 Juin 1872⁹

J'ai l'honneur de vous annoncer que Vous avez demandé dernièrement la permission de faire visiter l'interieur de pays par des personnes habiles pour la culture des vers-à-soie, envoyées exprès par le Gouvernement italien, afin d'examiner cette culture, vu que les cartons exportés dans votre pays n'ont pas donné de bons resultats.

*Le Gouvernement Japonais vous a responder qu'il donnerait cette permission seulement dans cette occasion, car c'est une chose très importante pour l'agriculture et de ***** la domande spèciale de votre Gouvernement l'à exigè. V.E. a bien compris que come cette permission est donnée pendant la saison des vers-à-soie de cette annèe, on ne fixe pas le rang des personnes. Mais veuillez cependant consentir que notre Gouvernement ne donne la permission predate qu'après avoir bien examinè les personnes qui en fant la domande, comme Daidjio et Siodjio vous ont dit dernièrement; quoique votre Gouvernement désigne une autre fois des personnes pour le même motif, la permission déjà accordée ne doit pas être considerée comme chose fixe. J'ai l'honneur de Vous informer de cela.*

signè

^s ⁱ ^c Sojedjima¹⁰

[当時の日本語訳文]

六月廿日達ス

⁸ 日本国外務省編『日本外交文書』（第五卷）1955 558 ページ。日本語文の次に、次の註が追加されている。註 右來翰ニ對シ六月十五日副島外務卿ヨリ英國臨時代理公使宛「(前略)布告は事實と齟齬致居不都合に付當時同國公使え掛合中に有之候」云々ト辨明スル所アリタリ

⁹ この日付は陰暦である。陽暦にすると、「1872年7月25日」のことである。

¹⁰ この書簡のフランス語文はイタリアの古文書館で発見された。ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell'Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439.

以手紙致啓上候然ハ我國より輸出の蠶種貴國へ輸入し算出の上近來兎角不熟勝に付我國養蠶方法試験の上貴國農政の一端を補はんとの貴政府御評議の末其筋巧者の貴國人本國より態々被差越候に付我内部旅行實地研究爲致度右の特許を御求被成候旨先般御來示に付農政肝要の一端にて殊には貴政府別段の御懇情無餘義相聞候に付此節限免許候旨及貴答候處閣下於ては當年養蠶季節中は一應願濟の事故其廉を以人員を限らざる事にご了解被成候由に候へとも我政府おるては前條申述候通非常の詮議を以其節の人員に限り免許候事故右様御承知有之過日大少丞より申述候通貴政府より同事に付後日他人差遣され候とも最前の免許を以定法とは不相成候此段爲念今一應申進置度如是御座候以上

年 月 日 卿

伊太利公使閣下¹¹

③-b 「暗黙の合意」 フェ伯爵より、副島外務卿宛の書簡

[フランス語原文からの日本語訳]

在日イタリア公使館

1872年7月26日

副島外務卿閣下 東京

外務卿閣下

拝啓 チヴェッタ氏はローマの政府が決定したように、蚕種の孵化不良に関する調査を行うために本公使館に任命された養蚕研究家の一人です。彼はこの度、通訳及び召使いを連れて下記の地域に赴くことを望んでいます。小生はこの季節に限って有効な通過許可証を彼に交付して下さるよう、閣下をお願い申し上げます。あらかじめ感謝の意を申し上げます。

敬具

フェ

行程 島村 高崎 安中 中之条 中野 下仁田¹²

④1873 (明治6) 年2月7日の大胆な提案 フェ伯爵より、副島外務卿宛

[当時の日本語訳文]

二月七日 伊国公使ヨリ副島外務卿宛

日本ニ於ケル領事裁判權ノ廢止竝ニ伊國人日本内地旅行ニ關シテ意見ヲ陳フル件

去月十五日附貴翰を以中山讓治貴下我國在留總領事に被任候趣且右領事館御取

¹¹ 日本国外務省編『日本外交文書』(第五卷) 1955 558-559 ページ

¹² 日本外務省外交資料館 3-9-4-9 「外国人内地旅行関係雑件 一 自明治元年至廿一年」 1872年7月26日、フェ伯爵より、副島外務卿宛の書簡

設の儀に付種々御談話有之候御見込の旨をも御申越承知致し候右御手紙の譯文を速に我政府へ報知致し候就ては我政府にても満足致し右領事の任至當の保護有之候は疑無之定て我政府に於て右御書面の廉々に付此後拙者より駘と御請申上候様可越義と存候

一爰に拙者の志慮を以て申述候は是迄閣下其他貴省中の高官方と領事館の儀に付御談話いたし候廉々繰返し申上候抑我伊太利政府に於ては貴政府に於て近來御變革御施行有之通内政外交等努めて獨立自主の權を專に致すべき儀に有之候故に我國に於ては往昔より不絶自國を盛大に變革致し候事務の外他國の政事に管せず且他國內部の事務に關係候事も無之候東洋諸國の條約上に於て領事の得たる特權は全く自國人民の保護と利益の爲めに設候而已の事にて一旦貴政府にて外國人及び其利益の爲め眞實の保護相立候上は外國より及し候權は有名無實と可相成候

一居所定り居候領事館へ趣き保護裁許受候より直に其場にて裁決相調ひ候事の辦理なるは閣下にも御了解可有之候事にて我國の蚕種仕入人貴國內部え容易く旅行相成候様に御許容被下候等の事は貴政府に於て十分懇親なる御処置の證據に有之候故に免許を得旅行候者は尊敬を得候而已ならず懇遇を得無免許の者は差留られ我領事於て裁判を遂げ罰を與へ貴國の有せる君權に對し敬意を表し候

一偸貴國と交りの因みある國と集議の上條約改定已前に唯今取用ひ居候交際の法を根元より變革致し候儀を我政府へ申入候義は難相成儀に候得ども貴國內部へ旅行候事は我國種紙仕入人の爲要用の事に有之候故居留の境界も相定り領事等も有之候開港場裁判向に付ては變法をなさず唯兩國利益并辦理の仕法相立候ため既に御談話致し置候儀を尚引續き御相談致し度候右得貴意度如斯候敬具

千八百七十三年第二月七日

コントフェ

副島外務卿 閣下¹³

⑤副島の規則案 副島種臣外務卿より、フェ伯爵宛の書簡

〔日本語原文〕

二月二十二日 副島外務卿ヨリ伊国公使宛

伊國人本邦内地旅行規則案提示ノ件

我國內經歷の事に付閣下御考案の次第御申越有之逐一熟慮致し候御出發以前右に對し回答申進度と存假極めの約則左に陳述致し候閣下御同意有之候様希望致し候

第一則

欧州各國の習俗に於ける如く領事裁判の範圍を出て土地官員の裁判と保護に服

¹³ 日本国外務省編『日本外交文書』（第六卷）1955 651-652 ページ

するに於ては伊太利国民は日本帝國內部を障りなく回歴す可し

第二則

前條回歴せん爲めに行状正しき伊太利人には自國官員の紹介に因て我外務省より一人毎に往來切手を得能ふ可し

第三則

伊太利國民及び其所持物損傷を受ける事ある時は日本の國律通りに償還を請求する理伊太利政府に在る可し然りと雖とも伊太利人其訴ふる理を伸へん爲めに日本の裁判所に於て力の及ふ丈け手段を盡し果せし時か又は疑ふへき理なくして日本裁判所にて裁判を否みし時に非されは伊太利政府此事に立入らざる可し

第四則

伊太利國民を刑法に處するには手酷とき刑は用ひさるへし此肝要の事務のため前條四則の意旨に隨ひ猶一條の規則を設立致す可くと存候此段回答得貴意度如斯候敬具

明治六年二月廿二日

外務卿副島種臣

伊太利國公使 コントアレサントロフエ閣下¹⁴

⑥イタリア農工商省の疑問 農工商省カスタニョーラより、外務省の領事・商業総局長ペイロレーリ宛の書簡。

[イタリア語原文からの日本語訳]

農工商省

件名：蚕種仕入人の自由移動を許可する日本との協定 [草稿]

1873年5月12日、ローマにて

外務大臣閣下

フェ・ドスティアーニ伯爵からお聞きした情報にもよると、小生は日本におけるイタリア人蚕種仕入人の自由移動を許可する協定がその帝国と締結されたことを存じております。小生が間違っていなければ、以上の便宜が全般的に、蚕種仕入人全員に与えられたものであると理解しています。よって、この件に関する現状、以上の協定が実際存在するか、そしてそれは批准できるかを外務大臣殿に伺いたいと思っております。

署名 カスタニョーラ¹⁵

⑦外務省・ペイロレーリの返事 外務省の領事・商業総局長ペイロレーリより、農工商省カスタニョーラ宛の書簡

¹⁴ 日本国外務省編『日本外交文書』（第六卷）1955 651-652 ページ

¹⁵ ACS [イタリア国立古文書館] , MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.34

[イタリア語原文からの日本語訳]

外務省・領事・商業総局 件名：日本全国における異邦人の受け入れ許可
機密書類 第 424 号 1873 年 7 月 5 日、ローマにて
農工商省 閣下

署名者は本日、5 月 12 日の貴簡 7219 号 1 局に応じる去る 5 月 16 日の返事 316 号において付した留保事項を解説するようになりました。

日本政府が外国人の帝国全域における旅行を許可する条件は本書簡に附録した別紙に現われるものです。この問題に関する調査が行われ、質問に応じた執務室から異議がなかった故、蚕種仕入れの季節が迫る中で、当初より諸外国に表明した意見と一致した解決策に即刻着手する必要があるように思われています。それらの意見はつまり、条約が改正されるまで現在の状態を完全に維持すること、そして、それと同時に、ミカドの政府が是認した許可を利用したい者が自発的に、そして自由に従うことになる条件を関係者に通知できることです。

このような方針は本日、駐日代理公使に指示されました。

大臣に代わり ア・ペイロレーリ¹⁶

[別紙に、フェ伯爵が 2 月 22 日に副島に受けた規則案 (以前引用した全四則のみのもの) のフランス語文が以上の書簡に附録されている。]

⑧リッタ伯爵の報告 駐日代理公使リッタ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡

[イタリア語原文からの日本語訳]

商業系第 100 号

内地旅行許可の拒絶に関する電報

ヴィスコンティ・ヴェノスタ外務大臣 閣下 ローマ

1873 年 7 月 2 日 東京にて

外務大臣殿

今年日本政府が内地旅行の許可を、国籍を問わず、一切与えないことを閣下に伝えるため、そしてこれを大衆に知らせて頂くために、昨日は閣下に電報を打ち、それを香港経由で送った。小生が去る 6 月 11 日の商業系報告書第 82 号において予想していたとおり、つまりイタリア人の内地旅行が認可される協定の存在に関するイタリアの新聞に現われる非公式の報道のせいで思い違いをし

¹⁶ ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.34 1873 年 7 月 5 日、領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡。

た蚕種仕入人らが来日を早期に実現しました。

既にこちらに来た複数の蚕種仕入人らは本公使館に対して、日本政府に内地旅行を行う許可を下させるための仲介を依頼しています。しかしながら、小生の拒否回答にも拘らず、それらの依頼が徐々にしつこく、そして頻繁に行われるようになってきました。よって、大衆がありのままの事実を把握できるように、小生は閣下の世話にならざるを得ませんでした。

他の者の羨望のせい、昨年イタリア人が犯した違反のせい、そして条約改正を行うための交渉が不透明であるせい、本国政府は非常に厳重な措置をとり、誰にも少しの例外も認めず、内地に赴くことを禁じています。小生は本公使館の名誉を損なう行動をするつもりはない故、日本政府に断固として拒否されるだろうと存じているような申請を出すつもりはありません。本系報告書第 95 号で述べたように、小生の同僚であるドイツ公使が出した申請はそのように始末されました。小生は述べた通りに行動しないと、日本政府を馬鹿にするだけでなく、イタリアの代表者としての品位を失ってしまうことになるでしょう。

この二つの立場を考えると、小生は閣下の同意を得られることに自信、否、確信を抱いています。しかしながら、以上述べた通り、大衆はありのままの事実を知る必要があります。さもなければ、公使としての義務を果たした自覚がある小生は勤勉さと配慮に欠けると思われる可能性があるのです。

昨夜、蚕種仕入人が出した内地を訪れるための申請を三度目却下することになった故、本日の郵便を用意していたところ、本書簡も追加する必要性を感じました。

敬具

B. リッタ¹⁷

⑨「暗黙の合意」の再発見 外務省の領事・商業総局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡

[イタリア語原文からの日本語訳]

外務省 - 領事・商業総局

第 253 号 件名 日本の内地におけるイタリア人

農工商省宛

1874 年 4 月 18 日、ローマにて

駐東京イタリア代理公使は最近の報告によると、本省が発した商業系 220 号、去る 4 月 7 日付の書簡に扱われた件、つまり外国人の内地養蚕地域立入を許す

¹⁷ ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell'Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.34. 下線部は手書きの書簡に現われるものであり、本稿の筆者がつけたものではない。

暫定許可をめぐって、彼と日本政府の間で誤解が生じたようです。

新たなやりとりによれば、日本政府がイタリア人を内地に立ち入らせる状況は 1872 年にフェ伯爵とその政府が合意のうえ決めたものであることがわかりました。筆者は貴省に、1872 年 6 月 20 日に日本外務省が書き、フェ伯爵に送った書簡の複写を添付することが適切であると存じます。その中から、特権は養蚕業、またはその他の日本産業を研究するためにイタリア政府に派遣されたイタリア人に限ること、そして日本政府は一つ一つの申請に承認を下す〔権利〕を留保するということが把握できます。

大臣に代わり ア・ペイロレーリ¹⁸

[本書簡に、③-a に引用したフェ伯爵宛に、1872 年 6 月 20 日に副島外務卿が書いた書簡が添付されている]

～附録②：日伊交流史に関する主な参考文献～

日本語：

- 1) アルミニョン・V・F 著、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』講談社学術文庫 2000
- 2) 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977
- 3) 石井元章『ヴェネツィアと日本 美術をめぐる交流』ブリュッケ 1999
- 4) 岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997
- 5) 上垣守国著、西村法橋他画『養蚕秘録』（複写版）1803
- 6) 丑木幸男『蚕の村の要綱日記』平凡社 1995
- 7) 田嶋弥平『養蚕新論』（乾坤）1872
- 8) 日伊協会著『日伊文化交渉史』日伊協会刊行 1941
- 9) 日伊協会編『幕末・明治期における日伊交流』日本放送出版協会 1984
- 10) 日本国外務省編『日本外交文書』1955
- 11) 藤本實也『開港と生絲貿易 上巻・中巻・下巻』刀江書院 1939
- 12) 吉浦盛純『日伊文化史考』イタリア書房 1969
- 13) 横浜開港資料館 編『図説 横浜外国人居留地』有隣堂 1998

イタリア語：

- 1) ARMINJON, Vittorio, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, Genova, R.I. Sordomuti, 1869
- 2) BOLLE, Giovanni, *La bachicoltura nel Giappone*. Paternolli, 1898
- 3) BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone* 日本国内旅行 (1872), Cleup, 2006

¹⁸ ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.34

- 4) GIGLIOLI, Enrico Hillyer, *Giappone perduto*, Luni Editrice, 2005
- 5) IWAKURA SHOKO (ed.), *Prima e dopo la missione Iwakura. Testimonianze inedite*, L' Erma di Bretschneider, 1994
- 6) SALDI BARISANI, Caterina, *Pompeo Mazzocchi: La vita e i viaggi*, Fondazione civiltà bresciana, 1999
- 7) SAVIO, Pietro, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata*, F.lli Treves, 1875
- 8) SAVIO, Pietro, *La prima spedizione italiana nell'interno del Giappone e nei centri sericoli effettuatasi nel mese di giugno dell'anno 1869 da Sua Eccellenza il Conte De La Tour*, E.Treves editore, 1870
- 9) STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), *Dipinti giapponesi a Brescia*, Grafo editore, 1996
- 1 0) ZANIER, Claudio, *Alla ricerca del seme perduto. Sulla via della seta tra scienza e speculazione (1858-1862)*, Franco Angeli Editore, 1993
- 1 1) ZANIER, Claudio (a cura di), *Il Diario di Pompeo Mazzocchi 1829-1915*, La Compagnia della Stampa – Massetti Rodella Editori, 2003
- 1 2) ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006